

東松山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定の期間)

第3条 施行規則第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。

(指定の申請)

第4条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、東松山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の更新申請)

第5条 法第115条の45の6第4項の規定により準用する法第115条の45の5第1項の規定による申請は、東松山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様式第2号）により行うものとする。

(指定の通知等)

第6条 市長は、第4条及び前条に規定する申請があった場合は、指定の適否を審査し、指定事業者の指定をするときには東松山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書（様式第3号）により、指定事業者の指定をしないときは東松山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者不指定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の届出等)

第7条 指定事業者は、指定の申請内容に変更があったときは、東松山市介護予防・日常生活支援総合事業変更届出書(様式第5号)を当該変更のあった日から10日以内に市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、総合事業を廃止し、又は休止しようとするときは、東松山市介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止届出書(様式第6号)をその廃止又は休止の日の1月前までに市長に提出しなければならない。

3 指定事業者は、当該総合事業を再開したときは、東松山市介護予防・日常生活支援総合事業再開届出書(様式第7号)を10日以内に市長に提出しなければならない。

4 指定事業者は、前項の規定による総合事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該総合事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、第1号介護予防支援事業を行う事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(指定の辞退)

第8条 指定事業者は、指定を受けた総合事業について辞退しようとするときは、東松山市介護予防・日常生活支援総合事業指定辞退届出書(様式第8号)を、辞退しようとする日の1月前までに市長に提出するものとする。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消したとき、又は当該指定の全部又は一部の効力を停止したときは、東松山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消(停止)通知書(様式第9号)により当該指定事業者に通知するものとする。

(事業所情報の提供)

第10条 市長は、第4条から前条までの規定による指定、届出の受理又は指定の更新(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日（事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は指定停止期間）
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 管理者及び役員の氏名、生年月日及び住所
- (8) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
（委任）

第11条 この規則に規定するもののほか、総合事業の事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年3月1日から施行する。